

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

東証市場再編

東証は本年4月4日に「プライム」「スタンダード」「グロース」の3市場に再編する。プライムに1841社、スタンダードに1477社、グロースに459社が移行予定。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

1/24(月) 先負 卓球・全日本選手権(～30日)
25(火) 仏滅
26(水) 大安 文化財防火デー
27(木) 赤口 サッカーW杯アジア最終予選(日本-中国)
28(金) 先勝 選抜高校野球大会の出場校決定
29(土) 友引
30(日) 先負 大阪国際女子マラソン

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/17(月)	28,334 △209	114.40 ▼0.61
18(火)	28,257 ▼77	114.86 ▼0.46
19(水)	27,467 ▼790	114.42 △0.44
20(木)	27,773 △306	114.39 △0.03
21(金)	27,522 ▼251	113.86 △0.53

今月末に申請開始となる「事業復活支援金」

新型コロナの影響を受ける中堅・中小法人、個人事業者に対して、売上高減少率や事業規模に応じた給付金を業種や所在地を問わず支給する「事業復活支援金」の申請受付が今月31日から始まります。

◆事業復活支援金のポイント

◎対象者……新型コロナの拡大や長期化に伴う需要の減少や供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、平成30年11月～令和3年3月までの任意の同じ月(基準月)と比べて30%以上減少している中小法人・個人事業者等が対象です。

◎給付額……【基準期間(基準月を含む11月～3月)の売上高-対象月の売上高×5】で算出します。ただし、法人の場合、基準月を含む事業年度の年間売上高が1億円以下は60万円(売上高減少率50%以上は100万円)、1億円超5億円以下は90万円(同150万円)、5億円超は150万円(同250万円)が上限額となります。また、個人は30万円(同50万円)が上限額です。

◎申請期間等……本年1月31日～5月31日までに事務局ホームページから申請を行います。なお、申請前に申請者アカウントの作成(申請ID発番)や登録確認機関による事前確認が必要です(一時支援金又は月次支援金を受給している方は省略可能)。

◎差額給付申請……売上高減少率30%～50%未満で給付を受けた方が、申請した月より後の対象期間内の月で50%以上の減少が生じて給付算定額が高くなる場合は、差額分を給付する申請が可能となることが予定されています。

■この記事の詳細は、情報BOX201503

インボイス制度実施後の簡易課税制度

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が実施され、原則として登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)が発行する適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

ただし、簡易課税制度(前々事業年度における課税売上高が5千万円以下の事業者が選択可能)を適用している場合は、インボイス制度の実施後も現在と同様、売上に係る消費税額に一定割合(みなし仕入率)を乗じた金額で仕入税額控除が行えるため、適格請求書の保存を必要としません。

なお、簡易課税制度の適用を受ける場合は所轄税務署長へ事前の届出が必要となります。

給与所得者の副収入が20万円超の場合

年末調整が済んでいる給与所得者でも、給与所得以外に副収入等で20万円を超える所得がある場合には、確定申告が必要となります。

例えば、ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引により得た所得は雑所得に該当します。ただし、生活に使用した資産(古着や家財など)の売却による所得は非課税となるため、確定申告は不要です。

★「法定調書」「給与支払報告書」「固定資産税の償却資産申告書」の提出期限は1月31日(月)です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年1月31日から申請開始となる「事業復活支援金」の概要

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給する「事業復活給付金」の申請受付が令和4年1月31日から開始されます。

◆事業復活給付金の概要

【給付対象】

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに令和3年(2021年)11月～令和4年(2022年)3月のいずれかの月の売上が、「平成30年(2018年)11月～平成31年(2019年)3月」、「令和元年(2019年)11月～令和2年(2020年)3月」、「令和2年(2020年)11月～令和3年(2021年)3月」のいずれかの期間の同じ月と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等が給付対象になります。

◎対象外となるケース

対象月の売上が30%以上減少していても、新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合等は、給付要件を満たしません。

- ・実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合
- ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合
- ・要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合等

【給付額】

◎給付額＝基準期間※の売上高－対象月※の売上高×5

※基準期間は、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む「平成30年(2018年)11月～平成31年(2019年)3月」、「令和元年(2019年)11月～令和2年(2020年)3月」、「令和2年(2020年)11月～令和3年(2021年)3月」のいずれかの期間。

※対象月は、令和3年(2021年)11月～令和4年(2022年)3月のいずれかの月(基準期間の同月と比較して売上が30%以上減少した月であること)。

◎給付上限額

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円以下	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※年間売上高は、基準月(平成30年11月～令和3年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高。

【申請期間等】

申請期間は、令和4年(2022年)1月31日～5月31日となります。

◎申請までの流れ

1. アカウントの申請・登録(申請ID発番)、事前確認に必要な書類の準備
2. 事前確認を依頼する登録確認機関の検索、事前確認の依頼・事前予約(電話又はメール)
3. TV会議/対面/電話を通じて書類の有無の確認や質疑応答による事前確認の実施
4. 事業復活支援金事務局が設置する申請用WEBページから申請

※「一時支援金又は月次支援金を既に受給された方」、「継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。

【差額給付申請】

3月までを見通し1回限りの申請が原則ですが、30%以上50%未満の売上高減少で本支援金の給付を受けた方であって、申請を行った月より後の対象期間内の月で、新型コロナウイルス感染症の影響等による申請時には予見できなかった50%以上の売上高減少が生じ、給付算定額がより高くなる方に対し、差額分を給付する追加申請を可能とする予定です。